

第8回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	決 算 認 定	予 算	条 例	その他	計
件 数	5	1	3	11	20

(2) 議案の名称

<決算認定>

認定第 1 号	令和7年度尼崎市歳入歳出決算について	… 5
認定第 2 号	令和7年度尼崎市水道事業会計決算について	… 7
認定第 3 号	令和7年度尼崎市工業用水道事業会計決算について	… 7
認定第 4 号	令和7年度尼崎市下水道事業会計決算について	… 7
認定第 5 号	令和7年度尼崎市モーターボート競走事業会計決算について	… 7

<予算>

議案第74号	令和8年度尼崎市一般会計補正予算（第5号）	… 9
--------	-----------------------	-----

<条例>

議案第75号	尼崎市都市美形成条例の一部を改正する条例について	… 13
議案第76号	尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例及び尼崎市改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	… 15
議案第77号	尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	… 19

<その他>

議案第78号	和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定について	… 25
議案第79号	工事請負契約について（園田南小学校校舎増築等工事）	… 27
議案第80号	工事請負契約について（（仮称）大庄健康ふれあい体育館新築工事）	… 29

議案第 8 1 号	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）	… 31
議案第 8 2 号	令和 7 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について	… 33
議案第 8 3 号	令和 7 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金 の処分について	… 35
議案第 8 4 号	令和 7 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処 分について	… 37
議案第 8 5 号	令和 7 年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利 益剰余金の処分について	… 39
議案第 8 6 号	事業契約の変更について（（仮称）市営若草住宅建替事業）	… 41
議案第 8 7 号	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件及び保証債 務履行請求事件）	… 43
議案第 8 8 号	工事請負契約について（又兵衛抽水場上屋改築工事）	… 45

2 その他の報告

(1) 令和 7 年度尼崎市水道事業会計継続費の精算報告

配水管整備事業 8, 4 0 9, 3 5 8 千円

(2) 議会の指定に基づく専決処分

・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故 3 件 1, 0 2 2, 4 5 0 円

その他の事故 2 件 3 8 0, 6 6 0 円

・ 工事又は製造の請負契約の変更契約の締結

工事 1 件

(3) 尼崎市債権管理条例に基づき放棄した債権

(4) 外郭団体の経営状況

(5) 令和 7 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率

第 8 回尼崎市議会定例会

議 案 説 明 資 料

<令和8年9月定例会>

種 別	決算認定	番 号	認定第 1 号	所 管	財政課
件 名	令和 7 年度尼崎市歳入歳出決算について				
内 容					
概要 (単位：千円)					
区 分	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支
一 般 会 計	249,712,510	246,995,877	2,716,633	747,202	1,969,431
特 別 会 計	104,942,805	103,469,577	1,473,228		1,473,228
国民健康保険事業費	43,933,508	43,738,941	194,567		194,567
地方卸売市場事業費	446,828	297,986	148,842		148,842
育英事業費	22,331	22,331	-		-
公共用地先行取得事業費	1,114	1,114	-		-
公害病認定患者救済事業費	19,064	18,964	100		100
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	31,063	12,492	18,571		18,571
介護保険事業費	52,226,423	51,301,541	924,882		924,882
後期高齢者医療事業費	8,262,474	8,076,208	186,266		186,266
合 計	354,655,315	350,465,454	4,189,861	747,202	3,442,659

<令和8年9月定例会>

種 別	決算認定	番 号	認定第 2 ～ 5 号	所 管	経営部 財務課 ボートレース事業部 経営企画課	
件 名	令和 7 年度尼崎市水道事業会計決算について 令和 7 年度尼崎市工業用水道事業会計決算について 令和 7 年度尼崎市下水道事業会計決算について 令和 7 年度尼崎市モーターボート競走事業会計決算について					
内 容						
概要 (単位：千円)						
区 分			水 道 事 業	工 業 用 水 道 事 業	下 水 道 事 業	モーターボート 競 走 事 業
収 益 的 収 支 (税 抜)	経 常 損 益	収 益	8,871,014	1,655,974	12,720,156	64,725,572
		費 用	8,144,748	1,538,770	12,138,681	61,716,310
		差引 ①	726,266	117,204	581,475	3,009,262
	特 別 損 益	利 益	74,186	209,509	-	-
		損 失	2,337	-	1,241	-
		差引 ②	71,849	209,509	△1,241	-
	純利益 ①+②		798,115	326,713	580,234	3,009,262
資 本 的 収 支	収 入		311,865	138,520	2,119,804	-
	支 出		2,319,338	1,498,461	6,794,926	2,308,837
	差 引 ③		△ 2,007,473	△ 1,359,941	△ 4,675,122	△ 2,308,837
補 て ん 財 源 ④			2,435,910	800,196	4,515,113	667,921
資 金 収 支	年 間 ③+④		428,437	△559,745	△160,009	△1,640,916
	累 計		8,461,420	8,132,176	19,086,966	9,164,855

<令和8年9月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第 7 4 号	所 管	各事業所管課																																								
件 名	令和 8 年度尼崎市一般会計補正予算（第 5 号）																																												
内 容																																													
1 補正予算の内容 身近な生活空間である生活道路や公園等の環境改善及び駅前イメージアップに向けた周辺整備を行うほか、モーターボート競走事業会計における未処分利益剰余金の処分に伴う収益事業収入を公共施設整備保全基金へ積み立てることなどに伴い、補正を行う。 各事業の概要等は別紙のとおり。																																													
2 補正予算の規模 (単位：千円) <table><tr><td>現在予算額</td><td>補正予算額</td><td>補正後予算額</td></tr><tr><td>248, 045, 549</td><td>5, 755, 964</td><td>253, 801, 513</td></tr></table>						現在予算額	補正予算額	補正後予算額	248, 045, 549	5, 755, 964	253, 801, 513																																		
現在予算額	補正予算額	補正後予算額																																											
248, 045, 549	5, 755, 964	253, 801, 513																																											
3 歳入歳出補正予算額 (単位：千円) <table><tr><td colspan="2">歳 入</td><td colspan="2">歳 出</td></tr><tr><td>款</td><td>補正予算額</td><td>款</td><td>補正予算額</td></tr><tr><td>地方交付税</td><td>1, 002, 099</td><td>総務費</td><td>5, 478, 824</td></tr><tr><td>国庫支出金</td><td>11, 731</td><td>衛生費</td><td>1, 334</td></tr><tr><td>寄付金</td><td>91, 014</td><td>土木費</td><td>275, 806</td></tr><tr><td>繰入金</td><td>675, 072</td><td>教育費</td><td>－</td></tr><tr><td>繰越金</td><td>1, 651, 930</td><td></td><td></td></tr><tr><td>諸収入</td><td>2, 308, 718</td><td></td><td></td></tr><tr><td>市債</td><td>15, 400</td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td>5, 755, 964</td><td>合 計</td><td>5, 755, 964</td></tr></table>						歳 入		歳 出		款	補正予算額	款	補正予算額	地方交付税	1, 002, 099	総務費	5, 478, 824	国庫支出金	11, 731	衛生費	1, 334	寄付金	91, 014	土木費	275, 806	繰入金	675, 072	教育費	－	繰越金	1, 651, 930			諸収入	2, 308, 718			市債	15, 400			合 計	5, 755, 964	合 計	5, 755, 964
歳 入		歳 出																																											
款	補正予算額	款	補正予算額																																										
地方交付税	1, 002, 099	総務費	5, 478, 824																																										
国庫支出金	11, 731	衛生費	1, 334																																										
寄付金	91, 014	土木費	275, 806																																										
繰入金	675, 072	教育費	－																																										
繰越金	1, 651, 930																																												
諸収入	2, 308, 718																																												
市債	15, 400																																												
合 計	5, 755, 964	合 計	5, 755, 964																																										
4 繰越明許費 追 加 (単位：千円) <table><tr><td>款</td><td>項</td><td>事 業 名</td><td>金 額</td></tr><tr><td>消防費</td><td>消防費</td><td>消防設備整備事業</td><td>16, 630</td></tr></table>						款	項	事 業 名	金 額	消防費	消防費	消防設備整備事業	16, 630																																
款	項	事 業 名	金 額																																										
消防費	消防費	消防設備整備事業	16, 630																																										

5 債務負担行為

変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
文書管理システム事業	令和 13 年度	262, 095	令和 14 年度	320, 720

6 市債

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
防災対策事業費	限度額	16, 600	限度額	32, 000

費目別事業概要

総務費	5,478,824 千円
訴訟関係経費 固定資産税・都市計画税に係る国家賠償請求事件について、原告と同一地区内に当時土地を所有していた者へ賠償金の支払を行う。	303,738 千円
財政調整基金積立金 令和7年度決算剰余金の2分の1以上の額の積立を行う。	1,170,000 千円
減債基金積立金 令和8年度普通交付税のうち、年度間調整分の積立を行う。	1,002,099 千円
公共施設整備保全基金積立金 モーターボート競走事業会計における未処分利益剰余金の処分に伴う収益事業収入の積立を行う。	2,309,263 千円
まちづくり推進基金積立金 令和7年度決算剰余金の一部等の積立を行う。	250,014 千円
税外収入還付金 過大交付され返還が必要となる国庫・県支出金等に係る予算を増額する。	370,000 千円
地域の防災力向上事業費 避難所の環境改善に資する資機材の整備及び訓練を行う。	73,710 千円
衛生費	1,334 千円
石綿ばく露経過観察胸部エックス線検査助成事業費 石綿ばく露の経過観察に係る胸部エックス線検査費用の助成を行う。	1,334 千円
土木費	275,806 千円
道路橋りょう維持管理事業費 生活道路の維持補修を行う。	113,000 千円

阪神尼崎駅前駐車場施設維持管理事業費 20,000 千円
駐車場の泡消火設備の修繕を行う。

空家対策推進事業費 29,266 千円
特殊空家及び不良木造賃貸住宅の除却に係る補助金の申請件数の増が見込まれるため予算を増額する。

公園維持管理事業費 108,000 千円
街路樹適正化、公園の維持補修及び駅前イメージアップに向けた周辺整備を行う。

市営住宅等基金積立金 5,540 千円
市営住宅等事業に係る令和7年度決算剰余金の積立を行う。

教育費

給食物資調達関係事業費 △19,506 千円
学校給食の提供を受けることができない小学校等の児童の保護者に対して、給食費無償化に係る給食費相当額の給付を行うことに伴い、給食食材購入に係る予算を減額する。

学校給食費負担軽減事業費 19,506 千円
学校給食の提供を受けることができない小学校等の児童の保護者に対して、給食費無償化に係る給食費相当額の給付を行う。

<令和8年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第 7 5 号	所 管	開発指導課
件 名	尼崎市都市美形成条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 3 号。以下「一部改正法」という。）の制定により、景観法の一部が改正されることに伴い、法律からの引用条項のずれが生じることから、所要の整備を行うもの。 2 改正内容 (1) 第 1 3 条の規定中、「第 1 6 条第 7 項第 1 1 号」を「第 1 6 条第 8 項第 1 2 号」に改める。 (2) 第 1 6 条の規定中、「同条第 7 項各号」を「同条第 8 項各号」に改める。 3 施行期日 一部改正法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日					

尼崎市都市美形成条例

改正後	現 行
(届出を要しない行為) 第13条 法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、別表の左欄に掲げる地域又は区域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる行為のいずれにも該当しない行為とする。 (届出対象行為の完了の届出) 第16条 法第16条第1項の規定により同項各号に掲げる行為(同条第8項各号に掲げる行為を除く。以下「届出対象行為」という。)の届出をした者は、当該届出に係る届出対象行為が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。	(届出を要しない行為) 第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表の左欄に掲げる地域又は区域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる行為のいずれにも該当しない行為とする。 (届出対象行為の完了の届出) 第16条 法第16条第1項の規定により同項各号に掲げる行為(同条第7項各号に掲げる行為を除く。以下「届出対象行為」という。)の届出をした者は、当該届出に係る届出対象行為が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

<令和8年9月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第 7 6 号	所 管	住宅管理担当
件 名	尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例及び尼崎市改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由 尼崎市営住宅建替等基本計画に基づく建替事業により、西川住宅、浜つばめ住宅、浜つばめ改良住宅、常光寺改良住宅、西川平七改良住宅の供用が終了したことから、所要の整備を行うもの。 2 改正内容 (1) 尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の改正 ア 市営住宅の名称等を定める別表第 1 から「西川住宅」、「浜つばめ住宅」の項を削除する。 イ 駐車場の名称等を定める別表第 2 から「浜つばめ住宅駐車場」の項を削除する。 (2) 尼崎市改良住宅の設置及び管理に関する条例の改正 ア 改良住宅の名称等を定める別表第 1 から「浜つばめ改良住宅」、「常光寺改良住宅」、「西川平七改良住宅」の項を削除する。 イ 駐車場の名称等を定める別表第 2 から「浜つばめ改良住宅駐車場」、「常光寺改良住宅駐車場」、「西川平七改良住宅駐車場」の項を削除する。 3 施行期日 公布の日					

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例（第 1 条関係）

改正後	現 行																																
別表第 1	別表第 1																																
<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>大物住宅</td><td>尼崎市大物町 2 丁目</td></tr> <tr> <td>神崎住宅</td><td>尼崎市神崎町</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	名称	位置					大物住宅	尼崎市大物町 2 丁目	神崎住宅	尼崎市神崎町					<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>大物住宅</td><td>尼崎市大物町 2 丁目</td></tr> <tr> <td>西川住宅</td><td>尼崎市西川 1 丁目</td></tr> <tr> <td>浜つばめ住宅</td><td>尼崎市浜 1 丁目</td></tr> <tr> <td>神崎住宅</td><td>尼崎市神崎町</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	名称	位置					大物住宅	尼崎市大物町 2 丁目	西川住宅	尼崎市西川 1 丁目	浜つばめ住宅	尼崎市浜 1 丁目	神崎住宅	尼崎市神崎町				
名称	位置																																
大物住宅	尼崎市大物町 2 丁目																																
神崎住宅	尼崎市神崎町																																
名称	位置																																
大物住宅	尼崎市大物町 2 丁目																																
西川住宅	尼崎市西川 1 丁目																																
浜つばめ住宅	尼崎市浜 1 丁目																																
神崎住宅	尼崎市神崎町																																
別表第 2	別表第 2																																
<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>大物住宅駐車場</td><td>尼崎市大物町 2 丁目</td></tr> <tr> <td>神崎住宅駐車場</td><td>尼崎市神崎町</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	名称	位置	大物住宅駐車場	尼崎市大物町 2 丁目	神崎住宅駐車場	尼崎市神崎町					<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>大物住宅駐車場</td><td>尼崎市大物町 2 丁目</td></tr> <tr> <td>浜つばめ住宅駐車場</td><td>尼崎市浜 1 丁目</td></tr> <tr> <td>神崎住宅駐車場</td><td>尼崎市神崎町</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	名称	位置	大物住宅駐車場	尼崎市大物町 2 丁目	浜つばめ住宅駐車場	尼崎市浜 1 丁目	神崎住宅駐車場	尼崎市神崎町														
名称	位置																																
大物住宅駐車場	尼崎市大物町 2 丁目																																
神崎住宅駐車場	尼崎市神崎町																																
名称	位置																																
大物住宅駐車場	尼崎市大物町 2 丁目																																
浜つばめ住宅駐車場	尼崎市浜 1 丁目																																
神崎住宅駐車場	尼崎市神崎町																																

尼崎市改良住宅の設置及び管理に関する条例（第２条関係）

改正後	現 行																																														
別表第 1	別表第 1																																														
<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>昭和通 2 丁目改良住宅</td><td>尼崎市昭和通 2 丁目</td></tr> <tr> <td>常光寺第 2 改良住宅</td><td>尼崎市常光寺 1 丁目</td></tr> <tr> <td>小田北改良住宅</td><td>尼崎市西川 2 丁目</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	名称	位置					昭和通 2 丁目改良住宅	尼崎市昭和通 2 丁目	常光寺第 2 改良住宅	尼崎市常光寺 1 丁目	小田北改良住宅	尼崎市西川 2 丁目					<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>昭和通 2 丁目改良住宅</td><td>尼崎市昭和通 2 丁目</td></tr> <tr> <td>浜つばめ改良住宅</td><td>尼崎市浜 1 丁目</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>常光寺改良住宅</td><td>尼崎市常光寺 3 丁目</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>常光寺第 2 改良住宅</td><td>尼崎市常光寺 1 丁目</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>西川平七改良住宅</td><td>尼崎市西川 1 丁目</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>小田北改良住宅</td><td>尼崎市西川 2 丁目</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	名称	位置					昭和通 2 丁目改良住宅	尼崎市昭和通 2 丁目	浜つばめ改良住宅	尼崎市浜 1 丁目			常光寺改良住宅	尼崎市常光寺 3 丁目			常光寺第 2 改良住宅	尼崎市常光寺 1 丁目			西川平七改良住宅	尼崎市西川 1 丁目			小田北改良住宅	尼崎市西川 2 丁目				
名称	位置																																														
昭和通 2 丁目改良住宅	尼崎市昭和通 2 丁目																																														
常光寺第 2 改良住宅	尼崎市常光寺 1 丁目																																														
小田北改良住宅	尼崎市西川 2 丁目																																														
名称	位置																																														
昭和通 2 丁目改良住宅	尼崎市昭和通 2 丁目																																														
浜つばめ改良住宅	尼崎市浜 1 丁目																																														
常光寺改良住宅	尼崎市常光寺 3 丁目																																														
常光寺第 2 改良住宅	尼崎市常光寺 1 丁目																																														
西川平七改良住宅	尼崎市西川 1 丁目																																														
小田北改良住宅	尼崎市西川 2 丁目																																														
別表第 2	別表第 2																																														
<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>昭和通 2 丁目改良住宅駐車場</td><td>尼崎市昭和通 2 丁目</td></tr> <tr> <td>常光寺第 2 改良住宅駐車場</td><td>尼崎市常光寺 1 丁目</td></tr> <tr> <td>今北改良住宅（１）駐車場</td><td>尼崎市西立花町 3 丁目</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	名称	位置					昭和通 2 丁目改良住宅駐車場	尼崎市昭和通 2 丁目	常光寺第 2 改良住宅駐車場	尼崎市常光寺 1 丁目	今北改良住宅（１）駐車場	尼崎市西立花町 3 丁目					<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>昭和通 2 丁目改良住宅駐車場</td><td>尼崎市昭和通 2 丁目</td></tr> <tr> <td>浜つばめ改良住宅駐車場</td><td>尼崎市浜 1 丁目</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>常光寺改良住宅駐車場</td><td>尼崎市常光寺 3 丁目</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>常光寺第 2 改良住宅駐車場</td><td>尼崎市常光寺 1 丁目</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>西川平七改良住宅駐車場</td><td>尼崎市西川 1 丁目</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>今北改良住宅（１）駐車場</td><td>尼崎市西立花町 3 丁目</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	名称	位置					昭和通 2 丁目改良住宅駐車場	尼崎市昭和通 2 丁目	浜つばめ改良住宅駐車場	尼崎市浜 1 丁目			常光寺改良住宅駐車場	尼崎市常光寺 3 丁目			常光寺第 2 改良住宅駐車場	尼崎市常光寺 1 丁目			西川平七改良住宅駐車場	尼崎市西川 1 丁目			今北改良住宅（１）駐車場	尼崎市西立花町 3 丁目				
名称	位置																																														
昭和通 2 丁目改良住宅駐車場	尼崎市昭和通 2 丁目																																														
常光寺第 2 改良住宅駐車場	尼崎市常光寺 1 丁目																																														
今北改良住宅（１）駐車場	尼崎市西立花町 3 丁目																																														
名称	位置																																														
昭和通 2 丁目改良住宅駐車場	尼崎市昭和通 2 丁目																																														
浜つばめ改良住宅駐車場	尼崎市浜 1 丁目																																														
常光寺改良住宅駐車場	尼崎市常光寺 3 丁目																																														
常光寺第 2 改良住宅駐車場	尼崎市常光寺 1 丁目																																														
西川平七改良住宅駐車場	尼崎市西川 1 丁目																																														
今北改良住宅（１）駐車場	尼崎市西立花町 3 丁目																																														

<令和8年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第 7 7 号	所 管	消防局 企画管理課
件 名	尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由 消防団員等に係る公務等による死亡、負傷等の損害については、消防組織法等において、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の基準に従い条例で定めるところにより、市町村が補償することが義務付けられており、当該政令に準拠して本条例にその補償に係る要件や補償額の算定方法等を規定している。 これまでも国において、社会経済情勢を踏まえ、損害補償の基準が頻繁に改正されてきたものであるが、この度、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 1 7 9 号）の施行に伴い、消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額が改定された。 こうした国による損害補償の基準の改正に対して、弾力的な対応が可能となるよう、所要の整備を行うもの。					
2 改正内容 (1) 葬祭補償の定額部分の額の改定 現行の 3 1 5 , 0 0 0 円から 3 3 0 , 0 0 0 円に引き上げる。 (2) 条例規定から規則委任事項への改正 ア 補償額の算定に用いる補償基礎額及び消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額について、条例規定から規則委任事項に改める。 イ 上記アに伴い、条例中から削除される略称規定を追加する等、規定を整備する。					
3 施行期日 公布の日 ただし、2 (2) ア及びイの改正については、令和 9 年 4 月 1 日 なお、2 (1) の改正については、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。					

尼崎市消防団員等公務災害補償条例（第１条関係）

改正後	現 行
（葬祭補償） 第１８条 消防団員等が、公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合においては、本市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、<u>３３０，０００</u>円に補償基礎額の３０倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	（葬祭補償） 第１８条 消防団員等が、公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合においては、本市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、<u>３１５，０００</u>円に補償基礎額の３０倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

尼崎市消防団員等公務災害補償条例（第2条関係）

改正後	現 行（第1条改正後）
（補償基礎額） 第5条 2 前項の補償基礎額（以下「補償基礎額」という。）は、規則で定める。	（補償基礎額） 第5条 2 前項の補償基礎額は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める額とする。 (1) 消防団員が次のいずれかに該当する場合 <u>死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日等」という。）において当該消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表第1に定める額</u> <u>ア 公務により死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合</u> <u>イ 公務による負傷又は疾病により死亡し、又は障害の状態となった場合</u> (2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置業務従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、次のいずれかに該当する場合 10,000円（当該額が当該消防作業従事者等の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときにあつては、10,000円を超え、かつ、15,000円を超えない範囲内において市長が定める額） <u>ア 消防作業、水防若しくは応急措置の業務（以下「消防作業等」という。）に従事し、又は救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合</u> <u>イ 消防作業等に従事し、又は救急業務に協力したことによる負傷又は疾病により死亡し、又は障害の状態となった場合</u> 3 前項の規定にかかわらず、扶養親族のある消防団員又は消防作業従事者等（以下「消防
（削る）	

(削る) (削る) (療養補償) 第6条 消防団員等（消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置業務従事者（以下「消防作業従事者等」という。）をいう。以下同じ。）が、公務により、又は消防作業等（第2条第2号アの消防作業、同号ウの水防又は同号エの応急措置の業務をいう。以下同じ。）に従事し、	団員等」という。）の補償基礎額は、同項の規定による金額に、第5項第1号に該当する扶養親族については1人につき433円を、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額とする。 4 前2項の規定にかかわらず、扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる消防団員等の補償基礎額は、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を前項の規定による額に加算した額とする。 5 前2項の扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員等に係る事故発生日等において他に生計のみちがなく主として当該消防団員等の扶養を受けていたものをいう。 (1) 当該消防団員等の子で22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの (2) 当該消防団員等の孫で22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの (3) 当該消防団員等の父母又は祖父母で60歳以上のもの (4) 当該消防団員等の弟妹で22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの (5) 重度心身障害者 (療養補償) 第6条 消防団員等が、公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかった場合においては、本市は、療養補償として、必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。
--	--

若しくは救急業務(同号イの救急業務をいう。以下同じ。)に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかった場合においては、市は、療養補償として、必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。

(葬祭補償)

第18条 消防団員等が、公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、通常葬祭に要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。

付 則

14 略

(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日、診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日又は診断により疾病の発生が確定した日(以下「事故発生日等」という。)における法定利率に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

(削る)

別表第1 削除

(葬祭補償)

第18条 消防団員等が、公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合においては、本市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、330,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

付 則

14 略

(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、事故発生日等における法定利率に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

(葬祭補償の額に関する暫定措置)

37 当分の間、第18条の規定による金額が補償基礎額の60倍に相当する額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該60倍に相当する額を葬祭補償の額とする。

別表第1

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円

	分 団 長 及	11,670 円	12,500 円	13,340 円
	び 副 分 団			
	長			
	部長、班長	10,000 円	10,840 円	11,670 円
	及び団員			
摘要				
1 事故発生日等に、その事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。				
2 一の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。				
備考 「団長」、「副団長」、「分団長」、「副分団長」、「部長」、「班長」及び「団員」とは、それぞれ消防組織法第23条第2項の規定に基づく市の規則で定められた階級をいう。				

＜令和 8 年 9 月定例会＞

種 別	その他	番 号	議案第 7 8 号	所 管	資産税課										
件 名	和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定について														
内 容															
1 提案理由及び事件の概要															
兵庫県道第 3 4 1 号甲子園尼崎線、道意線、兵庫県道第 1 9 2 号尼崎港崇徳院線及び北堀運河に囲まれた地区（以下「A地区」という。）内の土地所有者が、その所有する土地について、本市が用途地区を「大工場地区」ではなく「中小工場地区」と判定したうえで平成 1 5 年度から平成 2 9 年度までの固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）を賦課決定したことにより、過大な金額の固定資産税等の支払を強いられたとして、令和 4 年 1 0 月 2 8 日に本市に対して損害賠償金の支払を求める国家賠償請求事件を提起した。 その後、当該土地所有者の主張を認めて本市に対して損害賠償金の支払を命じた判決が令和 8 年 6 月 5 日に最高裁判所の決定により確定したものである。 この国家賠償請求事件は、A地区内の固定資産税等の賦課決定における用途地区の判定に関して争った事件であることから、当該判決はA地区内の他の土地を所有する者（以下「訴外土地所有者」という。）の賦課決定に対しても影響を及ぼすものである。 そうしたことから、訴外土地所有者へ説明したところ、過大な金額の固定資産税等を支払ったとして、訴外土地所有者から本市に対し、損害賠償を求められていることから、和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。															
2 相手方等															
<table><tr><th>相手方</th><th>損害賠償の額（※）</th></tr><tr><td>〃</td><td>1 3 8 , 3 5 8 , 3 5 5 円</td></tr><tr><td>〃</td><td>8 9 , 3 8 7 , 0 9 4 円</td></tr><tr><td>〃</td><td>4 2 , 7 8 1 , 0 7 5 円</td></tr><tr><td>〃</td><td>1 9 , 2 9 8 , 5 3 6 円</td></tr></table>						相手方	損害賠償の額（※）	〃	1 3 8 , 3 5 8 , 3 5 5 円	〃	8 9 , 3 8 7 , 0 9 4 円	〃	4 2 , 7 8 1 , 0 7 5 円	〃	1 9 , 2 9 8 , 5 3 6 円
相手方	損害賠償の額（※）														
〃	1 3 8 , 3 5 8 , 3 5 5 円														
〃	8 9 , 3 8 7 , 0 9 4 円														
〃	4 2 , 7 8 1 , 0 7 5 円														
〃	1 9 , 2 9 8 , 5 3 6 円														
※損害賠償の額…平成 1 9 年度から平成 2 9 年度まで（計 1 1 年度分）の過納固定資産税等相当額及び遅延損害金															

3 和解条項の内容

- (1) 市は、相手方らに対し、損害賠償金（過納固定資産税等相当額及び遅延損害金）を支払うものとする。
- (2) 相手方らは、市に対し、本件に関して、前号に定めるものを除くほか、名義のいかんを問わず一切請求しない。
- (3) 相手方らは、本件に関し、その余の請求権を放棄する。

4 参考（他の訴外土地所有者への対応）

3, 0 0 0, 0 0 0円以下の和解及び損害賠償の額の決定となる場合については、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分を行う。

<令和8年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 7 9 号	所 管	学事企画課
件 名	工事請負契約について（園田南小学校校舎増築等工事）				
内 容					
1 契約の目的 園田南小学校における児童数の増加に伴い、普通教室の数及び既存給食室棟において提供できる給食の数に不足が生じる見込みであることから、校舎増築等の工事を実施するもの。					
2 工事内容 校舎増築工事 鉄骨造 地上2階 1棟 延べ面積 999.42平方メートル 外構工事					
3 契約の方法 一般競争入札（制限付） 低入札価格調査制度適用案件（調査無）					
4 開札年月日 令和8年5月18日					
5 契約金額 492,800,000円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）					
6 契約の相手方 尼崎市竹谷町2丁目183番地282 株式会社三田工務店 代表取締役 三田 恭男					
7 工期 契約締結の日から450日間					

開 札 結 果 表

				開札年月日	令和8年5月18日
件 名	園田南小学校校舎増築等工事				
落 札 者 名	(株) 三田工務店	落 札 金 額	448,000,000円		
予定価格	477,400,000円	調査基準価格	439,208,000円	失格基準価格	412,391,000円
入 札 者 名	第1回入札金額 (円)				
(株) 三田工務店	448,000,000		決定		
宮崎建設 (株)	459,000,000				
(株) トータルサプライ	468,800,000				
(株) 吉川組	518,100,000		※予定価格超過		
(株) オカモト・コンストラクション・システム	411,300,000		※失格基準価格抵触		

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)

<令和8年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 8 0 号	所 管	スポーツ推進課、高齢介護課
件 名	工事請負契約について（（仮称）大庄健康ふれあい体育館新築工事）				
内 容					
1 契約の目的 第 1 次尼崎市公共施設再編計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針 1：再編）に基づき、老朽化が著しい大庄体育館及び老人福祉センター千代木園の機能を統合した「（仮称）大庄健康ふれあい体育館」を整備するもの。					
2 工事内容 体育館新築工事 鉄骨造 地上 2 階 1 棟 延べ面積 1，955．04 平方メートル 外構工事 昇降機設備工事					
3 契約の方法 一般競争入札（制限付） 低入札価格調査制度適用案件（調査有）					
4 開札年月日 令和 8 年 6 月 1 0 日					
5 契約金額 1，118，150，000 円（※ 金額は消費税等相当額 10％を含む。）					
6 契約の相手方 柄谷工務店・トータルサプライ共同企業体 代表者 尼崎市玄番南之町 4 番地 株式会社柄谷工務店 取締役社長 柄谷 順一郎					
7 工期 契約締結の日から 540 日間					

開 札 結 果 表

				開札年月日		令和8年6月10日	
件名		(仮称) 大庄健康ふれあい体育館新築工事					
落札者名		柄谷工務店・トータル サプライ共同企業体		落札金額		1,016,500,000円	
予定価格	1,108,000,000円		調査基準価格	1,019,360,000円		失格基準価格	963,544,000円
入札者名			第1回入札金額 (円)				
柄谷工務店・トータルサプライ 共同企業体			1,016,500,000			決定	
宮崎・吉川特別共同企業体			1,025,000,000				
三田工務店・モリテック共同企 業体			1,130,000,000			※予定価格超過	

(※金額は消費税等相当額10%を含まない。)

＜令和 8 年 9 月定例会＞

種 別	その他	番 号	議案第 8 1 号	所 管	商業観光課
件 名	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）				
内 容					
1 提起理由 開明庁舎の一部（以下「本件部分」という。）において、使用許可期間を過ぎた後も明け渡さない被告に対し、本件部分の明渡しとともに明渡しに至るまでの本件部分の当該使用許可に係る使用料相当額の損害賠償金の支払を求めるもの。 2 被告 [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] 3 事件の概要 本市は、公益財団法人尼崎地域産業活性化機構（以下「機構」という。）に対し、地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定により本件部分の使用許可を行い、被告は機構から許諾を受けて本件部分を使用していたが、当該使用許可に係る期間の満了後の令和 8 年 4 月 1 日以降も明け渡さないことから、本件部分の明渡しを求めるもの。 また、当該使用許可に係る期間の満了後の令和 8 年 4 月 1 日以降から明渡しに至るまでの本件部分の使用料に相当する額の損害賠償金の支払を求めるもの。					

<令和8年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 8 2 号	所 管	経営部 財務課
件 名	令和 7 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1 議決を求める理由 地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分について議決を求めるもの。					
2 処分内容 未処分利益剰余金 798, 114, 515 円のうち、500, 000, 000 円は利益積立金に積み立て、298, 114, 515 円は建設改良積立金に積み立てる。					
(単位：円)					
			未 処 分 利 益 剰 余 金		
当 年 度 末 残 高			798, 114, 515		
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額			△798, 114, 515		
利 益 積 立 金 の 積 立 て			△500, 000, 000		
建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て			△298, 114, 515		
処 分 後 残 高			(繰越利益剰余金) 0		

<令和8年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 8 3 号	所 管	経営部 財務課
件 名	令和 7 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1 議決を求める理由 地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分について議決を求めるもの。					
2 処分内容 未処分利益剰余金 726, 712, 689 円のうち、250, 000, 000 円は利益積立金に積み立て、76, 712, 689 円は建設改良積立金に積み立て、建設改良積立金の取崩額 400, 000, 000 円は資本金へ組み入れる。					
(単位：円)					
			未 処 分 利 益 剰 余 金		
当 年 度 末 残 高			726, 712, 689		
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額			△726, 712, 689		
利 益 積 立 金 の 積 立 て			△250, 000, 000		
建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て			△76, 712, 689		
資 本 金 へ の 組 入 れ			△400, 000, 000		
処 分 後 残 高			(繰越利益剰余金) 0		

<令和8年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 8 4 号	所 管	経営部 財務課
件 名	令和 7 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1 議決を求める理由 地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分について議決を求めるもの。					
2 処分内容 未処分利益剰余金 1, 580, 234, 200 円のうち、500, 000, 000 円は利益積立金に積み立て、80, 234, 200 円は建設改良積立金に積み立て、建設改良積立金の取崩額 1, 000, 000, 000 円は資本金へ組み入れる。					
(単位：円)					
			未 処 分 利 益 剰 余 金		
当 年 度 末 残 高			1, 580, 234, 200		
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額			△1, 580, 234, 200		
利 益 積 立 金 の 積 立 て			△500, 000, 000		
建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て			△80, 234, 200		
資 本 金 へ の 組 入 れ			△1, 000, 000, 000		
処 分 後 残 高			(繰越利益剰余金) 0		

<令和8年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 8 5 号	所 管	経営部 財務課 ボートレース事業部 経営企画課
件 名	令和 7 年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1 議決を求める理由 地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分について議決を求めるもの。					
2 処分内容 未処分利益剰余金 10, 210, 768, 840 円のうち、700, 000, 000 円は建設改良積立金に積み立て、2, 309, 262, 281 円は一般会計へ繰り出し、建設改良積立金の取崩額 1, 835, 219, 905 円は資本金へ組み入れ、残余については繰り越す。					
(単位：円)					
			未 処 分 利 益 剰 余 金		
当 年 度 末 残 高			10, 210, 768, 840		
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額			△4, 844, 482, 186		
建設改良積立金の積み立て			△700, 000, 000		
一 般 会 計 繰 出 金			△2, 309, 262, 281		
資 本 金 へ の 組 入 れ			△1, 835, 219, 905		
処 分 後 残 高			(繰越利益剰余金) 5, 366, 286, 654		

<令和8年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 8 6 号	所 管	住宅整備担当
件 名	事業契約の変更について（（仮称）市営若草住宅建替事業）				
内 容					
1 変更理由 （仮称）市営若草住宅建替事業の解体工事に先立ち、アスベスト含有材使用状況調査を実施したところ、解体建物の内装材等に含まれていたアスベストの除去工事を追加で実施する必要があることから、事業契約の変更（契約金額の増額及び契約期間の延長）を行うもの。					
2 契約の相手方 株式会社柄谷工務店、株式会社市浦ハウジング＆プランニング大阪支店、株式会社礎、昌平株式会社及び株式会社アクロスコーポレイションを構成企業とするグループ代表企業 尼崎市玄番南之町 4 番地 株式会社柄谷工務店 取締役社長 柄谷 順一郎					
3 契約金額（金額は消費税等相当額 1 0 %を含む。） 変更前 8, 2 3 0, 4 2 0, 0 0 0 円 変更後 9, 5 1 7, 4 2 0, 0 0 0 円 増 額 1, 2 8 7, 0 0 0, 0 0 0 円					
4 契約期間 変更前 令和 5 年 6 月 3 0 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで 変更後 令和 5 年 6 月 3 0 日から令和 9 年 1 2 月 2 8 日まで 延 長 2 7 2 日間					

<令和8年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 8 7 号	所 管	住宅管理担当
件 名	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件）				
内 容					
1 提起理由					
(1) 市営住宅における家賃の長期滞納により賃貸借契約を解除した者に対して、滞納家賃の支払及び入居する市営住宅の明渡しとともに損害賠償金の支払を求めるもの。					
(2) 市営住宅の賃貸借契約を解除した者の連帯保証人に対して、滞納家賃及び損害賠償金に相当する金額の支払を求めるもの。					
2 被告等					
(1) 住宅家賃滞納者 ※滞納家賃等は令和 8 年 6 月 1 日時点の数値					
No.	名義人	滞納家賃	状況		
1	個人 A	1, 022, 880 円 (14 月)	賃貸借契約解除済み		
2	個人 B	365, 419 円 (13 月)	賃貸借契約解除済み		
(2) 連帯保証人					
No.	連帯保証人	名義人	状況		
3	個人 C	個人 A	連帯保証債務履行通告書送達		
4	個人 D	個人 B	連帯保証債務履行通告書送達		

<令和8年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 8 8 号	所 管	河港課
件 名	工事請負契約について（又兵衛抽水場上屋改築工事）				
内 容					
1 契約の目的 公共下水道処理区域外に設置された排水施設である又兵衛抽水場について、経年劣化、耐震性及び高潮による浸水の課題への対応により、排水機能を維持することを目的に、上屋の改築工事を実施するもの。					
2 工事内容 抽水場上屋改築工事 鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階 1棟 延べ面積 129.84平方メートル					
3 契約の方法 一般競争入札（制限付）					
4 開札年月日 令和8年6月1日					
5 契約金額 294,439,200円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）					
6 契約の相手方 尼崎市平左衛門町18番地の31 荏田建設工業株式会社 代表取締役 荏田 孝司					
7 工期 契約締結の日から550日間					

開 札 結 果 表

		開札年月日	令和 8 年 6 月 1 日
件 名	又兵衛抽水場上屋改築工事		
落 札 者 名	荏田建設工業（株）	落 札 金 額	267,672,000円
予 定 価 格	285,756,000円	最 低 制 限 価 格	260,636,000円
入 札 者 名	第1回入札金額（円）		
荏田建設工業（株）	267,672,000		決定
（株）オカモト・コンストラクション・システム	279,000,000		
（株）大城工業所	辞退		
（株）柄谷工務店	辞退		
（株）鍵田組	辞退		
園建工業（株）	未入札		
（株）小畑工務店	未入札		

（※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。）